

かわらばん

第15号 2017年6月21日



6.15 を忘れない！

民主主義が死んだ日／政権に都合のよい市民にはなれない／再びの六月一五日／
大きな広場で見せたい、私たちのNO！／あきらめず続けていく／
自由の重みを改めて感じて／なぜ？／世界ではなく私のために／
嘆いている場合ではない／6.15 メールから



かけがえのない、私達の「日本国憲法」
国連特別報告者デヴィッド・ケイ氏の講演を聞いて
「なかったことにはできない」院内集会にて
原自連?? 電事連ではありませんよ

民主主義が死んだ日

坂元良江

二〇一七年六月一五日共謀罪が委員会採決を飛ばして参議院本会議で強行採決された。「民主主義が死んだ日」として六月一五日は記憶される日となった。一九六〇年六月一五日安保反対のデモの中で樺美智子さんが死んだ。私にとって六月一五日は時の首相、岸信介によって彼女が殺された日として記憶されてきた。そして孫の安倍晋三によってまた六月一五日は民主主義が殺された日となった。

「共謀罪NO」とプラカードをかが、声を出して国会前に、集会に参加した。なかでも五月一九日衆議院の法務委員会の傍聴は特別な経験だった。野党議員たちの質問に金田法務大臣は全く自分で答えられなかった。官僚に頼り切りの答弁だった。場合によっては官僚自身が答えた。テレビでは大臣が答えているところが切り取って放送される。醜態な姿をすべて目の当たりにすることが出来た。

枝野幸男議員が質問した、組織的犯罪集団の構成員と非構成員はどう違うのか、そもそも組織的犯罪集団とはどのような団体をさすのか、マシオン建設反対運動、労働組合の団体交渉なども企業の業務を妨害すること捜査の対象になり得るのではないかとの質問にも、明確な答えはなかった。

法務委員会であるのに法務委員以外の議員の発言が最初から予定されていた。維新の会の丸山穂高議員だ。国会運営のシステムをよく知らずなぜこういうことが可能なのか不思議だった。多少の修正意見なるものを語ったあとに、「もういいでしょう、これ以上議論の必要はないでしょう。ただちに採決にはいることを提案します」と言い委員会は採決へとなだれ込んでしまった。実にあっけない幕切れだった。ただ茫然とするばかりだった。

ここしばらく私はすでに一五年も前に亡くなった母のことを度々思い出している。母は高等女学校の生徒だった頃、友達のお兄さんに頼まれて、小さなメモを足の親指と人差し指の間に挟んでストッキングをはい

て運んだことがあると言っていた。母の女学校時代は治安維持法が施行されて数年後の頃だった。「へー」という感じで昔話のように聞いていることが、にわかに現実味をおびてきた。メールも携帯電話も安心ではなく、いたるところに監視カメラがあり、自分の車にGPSまでつけられてしまう現在、市民運動はどうなっていくのだろう。反基地運動も反原発運動も夫婦別姓の運動さえ、既存の体制や価値観を破壊するものとして簡単に組織的犯罪集団にされてしまうのではないか。沖縄ですでに弾圧が露骨になつてきているとのことだ。また、判断するものが末端の警察官であるというのも恐ろしい。

「今月の句会（本当は俳句など詠まない）は一〇日午後七時、本田（本当は坂元）さん宅です」と会の名称を変えコードネームを使つて連絡するなどということになるのだろうか。

目の前にせまっているのは憲法第九条に自衛隊を明記するなどという暴挙をさせない運動だ。国民投票がいかさまやかしかを明らかにしていくことを始めたい。共謀罪が施行さ

れても、まだ試行錯誤のうちにやらなければならないと思っている。

政権に都合のよい市民は なれない

伊東 輝

一九六〇年六月一日安保反対の国会前デモで学生の樺美智子さんが亡くなったことを知る人は少なくなっているかもしれないが、知らない世代の人も二〇一七年六月一日は忘れないだろう。

六月一日に、問題点の多い「共謀罪」法案を審議している参議院法務委員会の審議を打ち切り、「中間報告」により本会議で議決することと与党が決め、一五日早朝に法は成立した。

こんな国会軽視の奇策は、法の目的や内容の説明不足よりもひどい。この決定を聞いたとき私は呆然とした。

しかし何かせねば、と抗議の電話を自民党、公明党に初めてかけた。すると「電話番号の前に186をつけてかけるように、あなたの電話番号

号を記録するために」との声が流れた。いつから？すでに監視が始まっているのか？と思う（ちなみに民進党などでは186をつけることは求められない）。

結局何度かけても話し中で、抗議は伝えられなかったが何回もかけた記録は残されただろう。

このようなシステムがいろんなところで進んでいることはすでに知られている。

しかし監視されないために政権に都合のよい市民になることは自分にとつても、後の世代の人にとつてもよくない。これからどうすべきか。そこに仲間が「あすの自由を守る若手弁護士会」（あすわか）の抗議

声明文を知らせて下さった。……萎縮しないで下さい。その震え、その不安こそが権力の狙いですから。

一人ひとりが考え表現し続けることは「共謀罪」を運用させず死文化させる大きな圧力になります……と。

これらを支えに、諦めずに考えたい。

再びの六月一日

角田由紀子

二〇一七年六月一日、国会で起きたことを私は忘れることはない。「共謀罪」法が本当に成立した日だ。過去三回、私たちはこのたくらみを潰してきた。それなのに、四度目はそうできなかった。今回ほど、反対の国民・市民の声が大きかったことはなかった。それでも、狡猾な安倍政権にしてやられたのだ。参議院での「中間報告」なる奇手を使つて彼らは願望を達成した。私は、初めて「中間報告」なる「手続き」を知った。私も法律家の端くれであるが今まで聞いたこともなかった。六法全書を紐解いて見れば、国会法五六条の三に次の条文がある。

「（一）各議院は、委員会の審査中の案件について特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。（二）前項の中間報告があつた案件について、議院が特に緊急を要すると認めたときは、委員会の審査に期限を附け又は議院の会議において審議することができる。（三）委

員会の審査に期限を附けた場合、その期間内に審議が終わらなかったときは、議院の会議においてこれを審議するものとする。」

今回、起きたことで分かったように、「中間報告」がなされた瞬間、法案の委員会付託（審議）は終了し、本会議の議題となつて採決されるわけである。

この手続きは緊急事態等への対応のためにあるもので、政府のぐり押しのためにあるものではない。理屈がどうであろうと、筋が通ろうと通るまいと、俺たちはやりたいようにやるのだというわけだ。ここで、やぐぎにも劣ると言いたいところだが、私の知っている本当のやぐぎは、今時珍しいといつてもよい、ことのほか律儀な人たちであり、こんな卑怯な手は使わない。昔、山口組系のある被告人の弁護に加わったことがあり、まづかで接した経験がある。因みにこの事件は最高裁まで争い、無罪が確定している。

一九六〇年六月一日、安保条約改定への市民の激しい反対運動の中で当時東大四年生であつた樺美智子さんが死亡した。警察権力によつて殺されたという説もある。そのとき、

私は、北九州・小倉の高校二年生であつた。スバル式受験教育で有名であつた元男子校であつたが、そんな高校にも安保反対闘争の波は影響を及ぼしていた。安保をめぐる生徒集会が開かれたという記憶がある。樺さんがなくなつた翌朝の新聞を読みながら、父は「こんなことが起きるからお前を東京に出すわけにはいかない」と言つた。父は、東大に娘をやることはできないとも言つた。私は、父の意思に反した人生を送り続けてきたが、それでも、再びの六月一日は予想だにしなかつた。

共謀罪法案の反対運動にはできるだけ参加した。知識としての治安維持法時代の出来事に加えて、夫の父が当時弁護士として治安維持法違反の被告人の弁護に駆け回つていたことも本人から聞いていたので、この手の法律のもたらすものについてはいささか実感があつた。夫の父は、遂には自分も治安維持法違反で逮捕され、三年間の未決拘留を経験したという。

私の身にも同じようなことが起きるかもしれないという悪い予測をしてしまうし、何よりも暗黒の時代の

到来を思つてしまう。それでも、戦前とは確かに違うと思うことがある。日比谷野外音楽堂での集会への参加をはじめとして多くの人びとが反対運動に参加しているという事実、それが曲りなりにも新聞で報じられているという事実、中でも女性たちが運動の中心にいるという事実が、私を励ましてくれる。共謀罪法は成立したけれども、私たちは団結しており、誰も孤立させられていないということだ。安倍内閣の支持率が下がつたという報道にも今朝接した。「明けない夜はない」という陳腐かもしれないけれども真実を語る言葉を、今、思い出している。「私たちはあきらめない」と自分に誓つと、身体の底から力が湧いてくるのが感じられる。長生きして（！）こんな社会を変えねばと決意している。

大きな広場で見せたい、私たちのNO！

柳沢由実子

まったく横暴な手段で「共謀罪の趣旨を含む組織犯罪処罰法」が強行



採決された。徹夜越しの茶番の末、この法律は成立したことになり、国会は閉会され、議員たちは国会から引き上げ、私たちこの法案に強く反対してきた大勢の市民は振り上げた拳をどこに持つて行つていいかわからない状態のままだ。

安倍政権は国民の意見を完全に無視した独裁的なやり方で、あれよあれよという間に特定秘密保護法、集団的自衛権行使を含む安全保障関連

法、そして今回の共謀罪の趣旨を含む組織犯罪処罰法の三悪法を成立させてしまった。

この間、政府、与党議員たちは国会の外で反対の声をあげる私たちの声にまったく耳を傾けなかった。衆参の議員会館の外、国会議事堂前で「共謀罪 NO!」の声を上げながら、私は虚しさ、無視され続ける悔しさを嫌という程味わった。いたいどれほどの人たちが、共謀罪法案に反対して毎日国会前で抗議の声をあげている人間が大勢いたのを知っているだろう。私たちの存在は物理的に作爲的に矮小化されているのだ。

少し前、TVで韓国の朴槿恵元大統領の弾劾を求める人々の大集会を見ながら、こんな百万人規模の人々が集まれる広場は東京にはないと思った。ニューヨークのワシントン広場やパリのコンコルド広場、北京の天安門広場のような広場が首都東京にほしい、大勢の人が政治的意思表示で集まれる場所がほしいと思った。二〇一五年以来、国会前のデモに集まった人の数は多い時で四万数千人だった。狭い限られた道路に集まった私たちが車道に溢れても、機

〈メールから〉

6.14.15:27

みなさま、羽立です。

緊急ニュースです。

転送します。

私も、これから、急遽、国会議員会館前集会に出かけます。

(転送メッセージ)

与党、委員会審議を省略。

本日、参議院本会議で急遽採決の方針、とのこと。

行ける人は、今すぐ国会へ!!

6.14.19:06

丹羽です。

〇〇さんからの檄です。徹夜国会になるんじゃないかと言われています。

(転送メッセージ)

国会に集まろう!

政府・与党は、14日法務委員会での決議を省略し、今夜中に参院本会議で共謀罪を成立させようとしています。信じられない暴挙です。

野党は、文科大臣不信任、内閣不信任で迎え撃とうとしています。

この国の民主主義を壊す、安部政権の暴挙を止めるため、今夜は、国会に集まってください!

6.15.9:05

丹羽です。以下、毎日のWEBNEWS

「共謀罪」の構成要件を改めて「テロ等準備罪」を新設する改正組織犯罪処罰法が15日午前、参院本会議で採決され、自民、公明両党と日本維新の会などの賛成多数で午前7時46分に可決、成立した。

6.15.10:30

羽立です。おはようございます。法案、成立。

残念ですが、遅かれ早かれ、自民一強の現状ではこれが現実です。でも、誰もが、わかっていながら、矛盾だらけの法案に、その手続きに、政権の強引なやり方に、たとえ「蠅螂の1斧」と啜れようと、声を挙げずにはいられなかった。

国会の傍聴に行ったとき、また、昨日、夜明けまで、家で国会の中継を見ながら、自民・公明の議員たちが「ゾンビ」に見えてしかたがありませんでした。

いまは、まだ、声を挙げることはできません。

声を挙げるのができない時代が来ないうちに、第二次安倍内閣が成立させた数々の「悪法」を廃案にしたい……。

世界の中で、「戦争をしない国」として戦後70年かかって、築かれ、認められてきた日本を、私達が生きてきた平和な時代を守りたい。それだけです。

いまは、加計問題の追及の手綱を緩めてはならない、と思います。野党の奮闘を切望したい。

不正は赦されない。それが、政権のトップであれば、なおさらです。

「共謀罪」の戦いが終わったからといって、ほっとしてはいられません。

とにかく、「悪いことは、許されない」「正しいことが、正しいこと」として通用する社会であって欲しいです。

本日の戦いは、これからです。

結局、私たちの武器は、「選挙の際の一票」しかありません。まさに「一票で変える」運動をあきらめず、しこしこ続けるしかないですね。

6.15.10:38

件名:【拡散】明日の自由を守る若手弁護士会(あすわか)の、共謀罪法案成立に際しての抗議声明

羽立です。

戦いは、これから。お読みください。転送します。(添付のあすわかの声明文は次ページのコラムに掲載)



動隊の車に阻止されて、どれだけの人数が来ているのか自分の目で確認することができなかった。共謀罪などないうちから私たちは物理的に分断されてきた。でも、私たちは確実に存在するのだ。目に見える存在にならなければならない。民主主義の国ならば表現の自由、集会の自由はあるはずだ。例えば皇居前広場を政治集会の会場にすることはできないものか？ 政府のやり方に反対して市民が何万、何十万と集まる姿を、国内外のテレビ、新聞、SNSで見せたい。国会議員に見せつけてやりたい。私たちは物言わぬ見えない大衆ではない。集会のために使える大きな広場がほしいと強く望む。

明日の自由を守る若手弁護士の会

【共謀罪（テロ等準備罪）が作られた今、怒りと不安で震えるすべての方へ。】

共謀罪（テロ等準備罪）が作られた今、「これからどうすればいいの」と震えるすべての方へ。

どうか、けっして、萎縮しないで下さい。その震え、その不安こそが権力の狙いなのですから。

私たちには自由にものを考え、表現する自由があります。心の中を誰にも覗かれない自由があります。憲法に違反する共謀罪のせいで、皆さんが自発的に自由を手放したら、永遠にこの国の民主主義は帰ってきません。一人ひとりが考え、表現し続けることは、「共謀罪」を運用させずに死文化させる大きな圧力になります。

それから、万が一、おかしい政治に声を上げる市民が共謀罪で搜索されたり逮捕されたりしても、けっして「犯罪者」扱いしないでください。テロ等準備罪というまがましい名称で、「もの言う市民」を反社会的な存在かのようにレッテル貼りする手口に乗せられたら、排除を恐れてみんな考えることを止めてしまいます。自由に政治を批判してなにが悪い、という風を吹かせ続けましょう。

国民の心を侵すことになんのためらいもなく、同法案に賛成した政府・与党、すべての国会議員を、私たちは忘れません。全身の血が沸くほどの怒りをもって、あなたたちを許しません。

いくらでも濫用できる条文で「物言う市民」を恫喝する現政権に、民主主義国家の舵を取る資格はありません。

落胆、やりきれない思い、徒労感。すべての重い気持ちで押しつぶされそうになっているすべての人へ。

それでも希望はあるのです。あなたがその怒りを前向きなエネルギーに変えてくれる限り！

私たちはいまある自由と、自由でいられる社会を手放したくありません。子どもたちの尊厳と自由も、穏やかな民主主義の社会も、手放すつもりはありません。自由を行使し続けることでしか、自由は守り抜けない――憲法が問いかける「不断の努力」の覚悟を、「彼ら」に見せつけましょう。

私たちあすわか５７０名は法律家として、主権者として、「不断の努力」で共謀罪を廃止させることを誓います。

6月14日 22:50・公開 http://www.asuno-jiyuu.com/2017/06/blog-post_15.html

あきらめず続けていく

宮本一美

五月一九日衆議院法務委員会を傍聴しました。

何十年ぶりの国会審議傍聴でしたが強行採決とわかつてはいてもあのひどさには言葉を失いました。閉鎖的で対立的な会議室のしつらえは健全な話し合いなどできないのではないかと思いました。

「一般の人は対象にはなりません」と繰り返す法相の答弁。(その後、一般の人が対象になりうるとなりましたが)

官僚の答弁はテレビで見るとよりもつとわかりづらい、官僚用語の羅列でひどい。

それこそ一般人にとっては「密室の審議」「予定調和」と感じました。強行採決に入るにあたり委員でもない野党「維新の会」の議員が「いかげん、もういいでしょう」と橋下徹と同じ口調で勝ち誇ったように発言。いつか自分に降りかかるかもしれないということがかかっているのだろうか。



残念だったのは「現行法でも充分！」だという議論がほとんどなかったこと。もう少し具体的にいったら、良かったと思えました。傍聴を終え外に出ると素晴らしい青空に風が通り抜け、天気ばかりがやたらに立派で何かむなしかった。

参議院では審議されない中の法案成立。共謀罪は過去に三度、廃案になっていた。それに比べ今の国会に抑止力となるものはない。

先日、長い間公民館行政にたずさわり、八二歳の今も活動を続けておられる方の話をお聞きました。

「第一次安倍内閣での教育基本法“改正”をはじめ、過去のいくつものひどい法案をひとつずついいねいに潰すことができなかった。今からでも遅くない、小さなグループの話し合いを各地に広げ、自治体力を高め政治を身近なものにしていくことが大事」との言葉にあきらめず続けていくしか方法はないのだと改めて思いました。

自由の重みを改めて感じて

村山千津子

共謀罪強行採決の前夜六月一日、国会前へと向かった。

議員会館前と国会正門前を行ったり来たりして時々野党議員のコメントを聞いたりシュプレヒコールを叫んだりしているうちに少しずつまわりに参加者が増えてくる。

たった一人木陰に座りハンドマイクで抗議しつづける人、国会に向かつて地声で怒りをぶつける人、徹夜覚悟で道路わきに座り込む人々、ひとりの個人としてやむにやまれず国会前に来たという人たちを大勢目にした。巨大な数とはいえないけれど、抵抗する市民が確実に存在していることに勇気を与えられた。

これから私たちの民主主義はつぶされてしまうのだろうかと恐怖にとりこまれてしまいうるようになるが、とにかく萎縮しないことが大事だ。あるのがあたりまえだと思つて自由の重みを改めて感じている。

なぜ?

平野卿子

ついに共謀罪が成立してしまつた。怒りと無力感が新聞を読むのもニュースを見るのもいやになる。共謀罪に関する今回の野党やメディアのやりかたについては、ずっと疑問と不満を抱いていた。

共謀罪はテロ対策ではない。テロに対するには現行法で足りる。(「公衆等の脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」。政府が共謀罪をテロ対策のようについているのは、明らかな嘘なのだ。その点をぜひクローズアップして反論しつづけてほしいかった。

反対しない人々の多くは、テロは怖い。だから、共謀罪もしかたないのかも……と勘違いしている。それはそうだろう、政府がそうやってごまかしてきただけだから。

だからこそ、野党もメディアも、テロ対策のためには共謀罪はいらない、現行法でやれるのだということをお願い続けるべきだった。はじめのうちこそそれに触れていたが、いつ

のまにか、監視社会とか、表現の自由が侵されることについての反対（むろんそれも大変重要なことなのだが）が中心になっていき、そこがばやけてしまったのが、無念でたまらない。

報道ステーション（六月一六日）で、木村草太氏もつぎのようにいつていた。まさにわが意を得たり、の思ひだった。

「今回、テロの危険と監視社会のどっちを選ぶか、みたいな論点が形成されてたんですが、そもそも今回の共謀罪はテロ対策には使えない、使わないものなわけですから、そういう論点の形成自体が間違っていた。

本当の論点というのは、テロ対策という政府の嘘を許すかどうかという論点で、この論点であればもう結論は明らかであるわけですね。

やはり政府が国民をごまかしに来た時に、多くのメディアがきちんとそれを見抜き、また、有識者もこれはテロ対策というのは嘘だなということを感じと見抜かないと、国民が正しい判断ができません」

それにしてもねえ……と、首をかしげずにはいられない。わたしみたいなずぶの素人にもわかっていたの

だから、野党もメディアもむろん、わかつていたはずだ。それなのになぜ？

ただ、木村氏も言うように、運用する中で抑制をかけていくことや修正や改正をしていくことは、これからでもできるのだから、あきらめないことが肝腎だ。わたしたちの今後の課題はこれだ。

世界ではなく私のために

三井富美代

一五日明け方の強行採決結果を見た後、東海第二原発再稼働を止めてほしいとの請願署名についての採否を知るため、笠間市議会に傍聴へ。秋の市議会までの継続審議になりました。市民の働きかけで六人の議員が動いたので無視できなかったという事です。明け方の国会の騒乱のありさまのあと、市議会本会議はなかば眠っているような静けさ。これはこれで問題ですが。

昨日は「九条の会かさま」の憲法学習会へ。今回は「地方自治」を専門とする八二歳の学者の話を聴き、

おおいに勉強になりました。たいへんお元気で、「これからが本番の闘いと思います」と言ったら、「私はこれからが本番だと思います。この歳になりました」と励まされました。国会前はなかなか行けませんが、足元からの日々の闘いも大事と思っています。FBで見つけたこの言葉を心に深く刻んで、これからも。

あなたのおこなう行動が、どんなに無意味なものに思えても、それでもあなたは、それをやらなければいけません。それは世界を変えるためではなく、あなたが世界によって変えられないようにするためです。（マハトマ・ガンジー）

嘆いている場合ではない

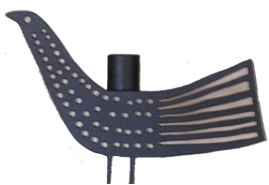
道下匡子

「共謀罪」法の強行採決は、これまでの安倍政権の一連の山口を見れば、想定内に過ぎません。彼らは今こそ安倍の個人的な悲願であり日本会議の宿願でもある、日本国憲法を本質的に明治憲法に変えるという最終目的を貫徹すべく、およそ考え得

るあらゆる卑劣な手段を使って国民投票の五〇％を勝ち取るため、さらに一丸となつて猛進し続けるでしょう。

嘆いている場合ではありません。

彼らの（ナチの山口も詳細に検証し）考え抜かれ、周到に準備された悪事を打ち破る唯一の方法は、選挙で与党の議席を減らすこと。まっとうな野党と良識ある市民が、今しなければならぬことは、つぎの選挙で自民党と公明党を負かすこと、そのための緻密で効果的な戦略を一丸となつて練り、彼ら以上に猛進することです。これほど現政権の悪事、卑劣さが暴露されても、「他に誰もいないじゃん」と嘯（うそぶ）き、結局また自民党に投票するという多くの一般市民の意識、習性を、私たちはどうにかして変えなければなりません。崖っぷちに立たされた日本の民主主義を救うには、それ以外の方法はありません。



かけがえない、 私達の「日本国憲法」

お茶の水女子大学ジェンダー研究所（IGS）セミナー（二〇一七年五月一日）
映画「不思議なクニの憲法」上映会報告

羽立教江

この映画は、「ドキュメンタリー」である。事前に定められたシナリオに沿って「作成」されたものでもなく、ましてや逐条の解説でもない。従って三〇名の登場人物も、多彩ではあるが俳優ではなく、全て市井の人々である。自民党憲法改正推進本部代行を務めた衆議院議員もいれば、国連職員として海外途上国で苦闘した経験を持つミュージシャンもいる。学生もいればアイドルもフリーターも主婦も……。観客と同じ、今を生きている人々の現場からの「生の声」を集めている。何故、タイトルが「日本国憲法」ではなく「不思議なクニの……」なのか。それは、「国民が、これほど自国の政治のこと、憲法のことを考えない国が他にあるだろうか……？ 不思議だなア」という監督の感慨からという。クニ

とは、「国家も国民も」の両方が意図されている。

この映画は二〇一六年五月に完成、七月の参議院選挙までわずかに二カ月間でミニ上映会を含めて全国三五〇カ所で上映されている。私が初めて見たのは、谷中で二〇一六年七月の参議院選挙の直後だった。その後、私達「一票で変える女たちの会」でも、松井久子監督をお招きして、ささやかな上映会を開催した。

その後監督は参議院選挙後の諸情勢の変化に合わせて改訂追加版を作成、私はその改訂版を今年二〇一七年の初めに四谷で観ている。今回のお茶の水女子大学の上映会は私にとって実に四回目の視聴であった。

まず、真っ先に気付いたのは、全ての画面に英語のテロップが入っていたことだ。それはこの作品が海外でも上演されていることを物語っている。二時間一〇分の上映後のトークでも、松井監督が最初に「今回の上映会の直前、韓国のソウル大学でも上映会を開いてきました」と発言。今回の上映会の主催者であるお茶の水女子大学ジェンダー研究所の申琪栄准教授のご紹介で実現したという。ソウル大学の図書館での上映会では

参加者五〇余名中、四〇名が学生や若者、上演後の質疑応答でも、活発な感想や意見が出されたという。特に「（日本は）軍隊（徴兵制）が無いのが羨ましい」「（日本は）アメリカばかりに目が行くのではなく、もつと東アジアに目を向けて欲しい」という意見が多かったという。

監督は言う。「韓国の若者たちは、政治は特別なものではなく、身近な問題であり、自分たちで政治を変えられる、という気持を持っている。海外では若い人達がこの映画に興味を持ってくれるのに、何故、日本では若い人達が、この映画を観てくれないのだろうか？」

確かに、参加費無料の今日の上映会でも、思ったより参加者が五〇名前後と少なかった。中でも若者の姿は、三分の一にも満たなかったし、上映中に学生らしい若い女性が欠伸をしている姿も目に付いた。女子大であるので、若い男性の姿が少ないのは仕方がないとしても、大学の研究室主催であり、ジェンダー研の学生達も含めて、私は、もつと多くの学生の参加を予想していたのだったが……。司会を務めた松井広明IGS特別講師の説明によると、今回

お茶の水女子大で上映会を企画した理由は、院生達が、以前、TPP問題をとり上げていた経緯があり、現憲法による家父長制の解体が、自民党の改憲草案で「逆戻り」するのではないか、という懸念が出て、そうこうする間に、再び「憲法改正問題」が首相の口から明言されて、俄かに「憲法二四条」に対する問題意識が高まったことだった、とのこと。

また、ソウル大学で、上映会を開催した理由としては、「日本の憲法」が東アジアの平和に如何に関係しているか、という問題意識からだ、という。

事実、韓国の学生たちは、日本が（いずれ）軍備を持つだろう、韓国の安全保障も、日本の「憲法」によって守られていた。「日本国憲法」の危機は、韓国にも影響する、と懸念しているという。

上映会に同席した孫崎亨氏は、「最も印象に残ったのは、北海道の身障者の『今、自分達が、暖かく平和に生きていけるのは、日本が戦争をしない国であったこと。戦争が始まれば私達は殺されてしまう』という言葉だったとして、どんな組織においても、『少数意見』を尊重する事が

大切。組織の中で、異なる意見に対する不寛容な組織はいずれ滅びる、と。

また、「日米安全保障」の地位協定二四条に触れて、合衆国負担とされている費用を日本が経費負担していることに触れ、日本の負担（七、六一二億円）の大きさを、同じ協定を締結しているドイツ（一、八七六億円）、韓国（一、〇一二億円）、サウジ（六九億円）の負担額と比較し、四、一七六億円で国・公立大学の無償化、四、七二〇億円で小・中学校給食の無償化ができるとして、今の政権を選んだのも国民、「国民が余りにも無自覚すぎる」と嘆いた。「私たちは『平和憲法』を貰ったのだ。自分の手で勝ち取ったものではない。幸福とは、立身出世、金持ちになる、そういうものではないだろう。平和を、真の幸福を自分の手で勝ち取ることの必要性を考えて欲しい」と結んだ。久し振りに見る孫崎氏は、その話しぶりからも少し疲れが見えた。

松井監督はいう。「私は、憲法と同じ年に生まれ、憲法と一緒に育ってきた。戦争を経験したこともなく平和の中で生きてきました。平成

一二年末に安倍政権が誕生して以来、秘密保護法の制定、武器輸出三原則の実質廃止、安保法制などが次々と制定され、今、日本の平和が大きく揺らいでいます。安倍首相が『憲法改定』をいうことそのものが『憲法違反』であるという危機感、憲法が人々からどんどん遠ざかっていく、その中で、この映画は上映会九〇〇カ所以上になっており、今回の上映会のすぐ後にもドイツに渡って、数か所で上映会を開催する予定です。いずれ来る『憲法改定』の折には、皆さん一人一人が『日本国憲法』の真実の姿を知って、自分の意思で選択をして欲しいと思います」と結んだ。

この映画は、最後に「憲法前文」

を流して終わる。常々は、忘却しているこの憲法の崇高な精神が、否応なく心に沁みこんできて、ころならずも、目頭が熱くなるのを覚えた……。

この映画会の後、情況は更に厳しいものになっている。五月三日には安倍首相は、九条改変を含んだ「憲法改定」を二〇二〇年にも実現させると明言した。六月一日には、多くの国民の懸念を放置したまま、いわゆる「共謀罪」法が制定された。

揺らぐ、かけがえのない、私達の「日本国憲法」。今こそ戦後七〇年の、この国の平和の礎であったその真実の姿を、しっかりと心に刻んでおきたい、と切に思う。

(2017.6.19)



『一票で変える女たちの会』かわら版
*ネットやメールを利用されない方には印刷版をお届けしています。ネットでご覧になる方も、ぜひ印刷してご友人・知人の方に紹介してください。
★投稿大歓迎！

本や映画の紹介、地域での活動報告、選挙や地域の政治の動き、情報、ご意見なんでもお寄せください。(一本について二〇〇字〜二六〇〇字)
宛先: 1pyodekaeru@gmail.com
郵便: 〒162-0823

東京都新宿区神楽河岸1-1
東京ボランティア・市民活動センター
メールボックスNo. 45
FAX: 03-5684-1412

国連特別報告者

デヴィッド・ケイ氏の

講演を聞いて

柳沢由実子

六月二日、NPO法人ヒューマンライツ・ナウ主催で国連の人権理事会の特別報告者デヴィッド・ケイ氏の話聞いたので報告します。

国連の人権理事会には現在五〇名ほどの特別報告者がいて、彼らはそれぞれの分野で人権理事会から調査を任命された独立した専門家です。ケイ氏の調査対象は、言論と表現の自由 (Freedom of opinion and expression) の権利で、氏はこれを調査する目的で二〇一六年四月二二日から一九日まで来日し、官民双方から情報を得、報告書を作成しました。今回の集会は報告書そのものの説明というよりは、作成の経緯と意見をケイ氏自らが語るものでした。(注：この報告書はこの後二〇一七年六月一二日に国連人権理事会に報告された)

国連特別報告者の報告書ー日本における言論と表現の自由の権利の推進と保護に関し…

インターネット部門では法律と様々な制度が協力し機能していて、検閲なしに広く情報が入手できるシステムがうまくできているが、一方において、表現の自由をもっと確実にものにするために政府に強く行動を促したい。特に、この報告はメディアの独立性と情報へのアクセスを改善するため、日本政府が実行できる具体的解決手段にハイレートを当てて推奨している。メディアの独立性と情報へのアクセスは、このレポートで示すとおり様々な困難に遭遇している。日本政府は表現の自由に関する状況を改善するべく特別な対策を講じるよう要請する。(序文全訳)

個別の報道アイテム、例えば従軍慰安婦問題、第二次世界大戦の犯罪、教科書問題、ヘイトスピーチ、あるいは従軍慰安婦問題を書いた元朝日新聞記者植村隆氏に対する個人攻撃など、言論と表現の自由を脅かした具体的なケースと事象を挙げ、具体的な解決手段を推奨している。

メディアの独立性の項目では…

(1) 放送機関のための政府(総務省)ではない第三者の調整機関(independent regulator)の必要性。

(2) 放送法第四条は政府の介入の法的ベースになっているので、これを廃止すべき。

(3) 政府およびメディアグループは、調査報告の仕事をするジャーナリスト、リポーターに対するいかなる脅迫も許さないという確固とした声明を発表するべき。

(4) 放送および新聞メディアのグループは、編集に関し直接的間接的いかなる形のプレッシャーにも警戒を解いてはならない。特に論争的トピックの調査やコメントを書くジャーナリストには十分なサポートと保護を与えなければならない。例えば沖縄のアメリカ軍基地反対、原子力災害、第二次世界大戦での日本軍の行為など。

(5) メディアの自由と独立性はジャーナリスト間のより大きなソリダリティ(団結)なしには確保できない。記者クラブ制度の見直し。できるだけ多くのジャーナリストが参加できるシステムに。

他にも、歴史教科書問題、選挙運動と民衆のデモに関して、特定秘密保護法とジャーナリストの処罰、ヘイトスピーチ、デジタル権などに関するリコメンデーション(勧告)を出している。

以上

日本は国際社会から孤立するつもりか。

このデヴィッド・ケイ氏の勧告に対し日本政府は反論。日本では言論と表現の自由が十分に保障されているから、何の問題もないと突っぱね、最終報告には記載を訂正するよう要望するとまで言っている。

他にも安倍政権に注文をつけた国連の人権理事会の特別報告者がいる。プライバシー権をテーマに各国の状況を調査し報告しているジョセフ・ケナタツチ氏。氏が日本の共謀罪法案にはプライバシー保障措置が必要と主張していることを嫌って、政府は特別報告者のことを国連事務総長の言葉として「国連とは別の個人の資格で活動しており、その主張は必ずしも国連の総意を反映するものではない」(五月二七日イタリア

G7会議後、事務総長と安倍首相の一〇分間の会談から」と発表した。

原文の英語で、特別報告者は「independent expert」（独立した専門家）であると事務総長が説明しているものを、個人の資格で活動していると外務省が訳したのはあまりにも乱暴で、翻訳者も赤面の暴挙である。外務省によるグテレス国連事務総長の発言の言い換えはすぐに翌日国連側によって指摘訂正された。

他にも、元CIA情報員エドワード・スノーデン氏が「共謀罪で監視が日常になる」と警鐘を鳴らしている。そしてまた、安倍首相が主張した国際組織犯罪防止条約（TOC条約）に加盟するには共謀罪法が必要なのだと共謀罪制定の根拠は、TOC条約のための国連の立法ガイドを執筆した刑事司法学者ニコス・パッサス氏によって「条約の批准に共謀罪法は必要ない」と否定されている。

国連や、外国のエキスパートが声を上げて共謀罪法案に警告を鳴らしていたのに、安倍政権は完全に無視の姿勢で突っ走った。到底平和的共存を目指しているとは思えない唯我

独尊ぶりである。

平和憲法を改悪してトランプのアメリカと一緒に「世界制覇」するのが安倍晋三の政治目標か。自由と民主主義の世界から離脱することなど何とも思っていない、国際社会の目などとはやどうでもいい、ただ、アメリカに認められさえすればいいというのか。だが、その先にどんな世界がある？ 弱肉強食の荒涼たる世界しか思い浮かばない。そんな世界に誰が住みたいと思うだろう？



「なかったことにはできない」

院内集会にて（二〇一七年六月八日）

角田由紀子

詩織さんの事件が起きたのは二〇一五年四月とのことです。政府が日本を戦争のできる国にしようと躍起になっていた年です。

二〇一五年四月、安倍総理はアメリカ議会で行われる戦争法（新安保法制法）の制定をこの年の夏までには実現すると約束をし、五月一四日には新安保法制法を閣議決定、翌一五日にはこれを国会に提出し、九月一九日に成立させました。多くの国民・市民の反対の声に耳を傾けることなく、押し切ってしまった経過は改めて繰り返す必要はないでしょう。すべてが、数を頼みにしたごり押しでした。この審議の過程で、私たちの意見は無視されましたが、国会審議の中で最も無視されたのは、女性たちの意見でした。女性の意見は初めから聞かれませんでした。例えば、集団的自衛権の行使に伴う自

衛隊員の危険が増すかどうかの議論は、少しだけされましたが、女性が集団的自衛権行使でどのような被害を被るのかということは、初めから議題にすらありませんでした。女性の被害というのは、戦争そのものによるだけではなく、戦争を肯定する社会での平時のそれも含まれます。

戦争になると真っ先に犠牲になるのは、女性と子どもたちです。日本と世界の歴史がそれを教えていますし、現在進行形の世界の戦争がそれを証明しています。戦争は、いうまでもなく、究極の暴力であり、そこは人を殺すことが、それでもできるだけ多く殺すことが英雄行為として賞賛される倒錯した世界です。戦争の肯定は、殺人を頂点とする暴力の肯定です。

私は、昨年八月一日に東京地裁に提訴した「女たちの違憲訴訟」の代理人の一人です。この裁判では、一〇六名の原告と九名の代理人はすべて女性です。安保法制違憲訴訟は、昨年四月以来全国で起こされており、今年の六月二三日の沖縄慰霊の日には沖縄で提訴がされると全国二〇か所の裁判所に二二三件の裁判が提起されることになります。

私たちが、なぜ、女性だけの裁判を起したのかということですが、女性を正面に据えての裁判を仕掛けなければ、戦争法を持つ本質的な問題が見過ごされることを恐れたからです。戦争法の国会審議の過程がすでに明らかにしておりましたが、女性の被る危険が語られなかっただけではなく、例えば、公述人の中にも女性はいなかったという事実が、戦争法をどうするのかという議論から女性の視点が排除されていたことを物語っています。戦争になれば、一番初めに一番ひどい目に遭うに違いない女性を排除してことが進められたのです。戦争法は、戦後、女性たちがようやく手に入れた人権、女性が一人の個人として尊重されて生き、権利を、再び奪うものです。「私たちの違憲訴訟」が提訴日に八月一五日を選んだのは、一九四五年に八月一五日が、抑圧され、人間扱いされてこなかった日本の女性たちを解放する記念すべき日であったからです。

日本の女性たちが家父長制社会の下で、どんなに権利を奪われていたかを考えるとき、一九〇七年に制定されて以来一一〇年目にして初めて

行われることになる刑法性犯罪に關する改正は、女性たちにとつてはとりわけ感慨深いものがあります。多くの女性たちがそれをどんなに待ち望んでいたことでしょうか。刑法改正案は、今年の三月七日に閣議決定されました。ことが順当に運んでいけば、今すでに改正が成し遂げられていたはずで、ところが、政府は、こともあろうに後から閣議決定した共謀罪の審議を割り込ませ、刑法改正を遅らせたのです。共謀罪はもともと必要のないもので、仮に審議するとしても一〇年も待たされた刑法改正案を押しのけてまで強行されるべきものではありません。ここにも、政府がいかに女性の人權を輕視しているかが示されています。そして、政府が戦争する国の現実になんかになりふり構わず、突き進んでいるかが分かります。その一連の戦争準備の政府の動きの中で、詩織さんへの加害行為と逮捕状態の執行が握りつぶされたことが起きているのです。

戦争の肯定は、同時に平時においても、社会で力を使って、もつとはつきりといえば暴力を使って、物事を処理することを肯定することです。

それが当たり前の物事の処理の仕方である、というメッセージを振りまくのです。暴力で物事を処理するやり方は、家父長制社会の男性優位の仕組みの中で活用されてきた方法です。それに対して多くの女性たちは闘ってきました。

詩織さんに対する性暴力が力の行使そのものであることはいうまでもありません。それだけではなく、政權に都合のいい、かつ、必要な存在に対しては、力で刑事手続きからも守るということが平然と行われる実態は、戦争法の実施に幕進する政權のさらなる暴力です。

「あつたこともなかつたことにする」という姿勢は恐ろしいものです。日本では与党の政治家に「誠実であること」は、いまやないものねだりになつたのです。詩織さんの逮捕状の握り潰し、検察庁の不起訴決定は「あつたこともなかつたことにする」という一連の政府のやり口そのものです。こんな不正義がまかり通る国になつたことは、許せません。

私は、逮捕状の握り潰しを聞いたとき、あきれました。弁護士を四〇年あまりやっていますが、そんなこ

とは聞いたことがあります。いうまでもないことです。が、逮捕状は裁判官が逮捕状請求のために警察から提供された一定の資料に基づいて、犯罪の嫌疑と身柄拘束の必要性とを判断して出されるものです。裁判官のそういう判断を政治的な力で押しつぶすような国のどこに正義があるのでしょうか。逮捕に文句があるのであれば、（大関高安の口上ではありませんが）「正々堂々と」司法手続きに則って争えばよいことです。それをせずに、上からのよこしまな力でことを処理することは、限りなく卑怯というしかありません。

政権の森友、加計問題での国民を徹底的にバカにしたやり方は、詩織さんをめぐる問題ではつきりしたように、容易に性暴力の被害者を貶める態度と一続きです。自分たちの利益しか眼中になく、他人の人権を認めないということですから。

私は、違憲訴訟は絶対に勝たねばならないと老骨に鞭打って頑張っています。そのことは、詩織さんの事件に象徴されている不当な力——暴力——の行使は絶対に許さないと、いう活動と、この社会で基本的人権が守られるための車の両輪のような関

係であると考えています。

私たちは、ただ平和の中で安全に生きたいのです。こんな平凡な願いすら叶わないということが許されてよいわけはありません。

原自連??

電事連ではありませんよ

(事務局次長 木村 結)

これまで原発反対運動に邁進してきた私たちは、3・11福島原発事故を経験して国民の八割が「原発はいやだ」と思っているのに原発の息の根を止めることができていません。様々な要因はありますが、既に四機の原発の再稼働を許してしまいました。原発ゼロへの大きな打開策にしたいとの思いでこの四月に結成されたのが、原自連(原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟)です。

これまで市民運動は、知恵も労力もお金も出して反対運動をしてきましたが、社会にはデモには行けないけどお金は出したい! お金はないけどアイデアなら出せる! という人がいます。そういう人でも参加で

きる、これまで原発推進してきたが、騙されていたことがわかった! そんな人にこそ加わっていただき、これまでの原発反対の確信犯的な人々だけではない人々にも声を届きたい、気軽に参加していただきたい。そう思つて結成されたのが原自連です。脱原発の団体も自然エネルギーの事業者も、原発ゼロを目指す団体なら無料で登録できます。主な活動は、

★講演会活動のサポート

小泉純一郎元総理などの講演会を調整します。主催者は会場と宣伝をご負担ください。

★映画「日本と再生」ダイジェスト版とシンポジウム。主催者は会場と宣伝をご負担ください。

★脱原発大賞、自然エネルギー大賞を自薦他薦で全国津々浦々の団体から選定。副賞は二〇万〜五万円。詳細は原自連公式HPでご覧ください。☆団体登録もHPからお申し込みください。

<http://www.genjiren.com/> 会費は無料とし、寄付金で活動費をまかいます。

城南信用金庫 本店営業部 普通預金 849353 口座名: 事務局次長 木村結

浜矩子さんに何でも聞いてみよう

身近なお金の問題から政治の歪みを考える

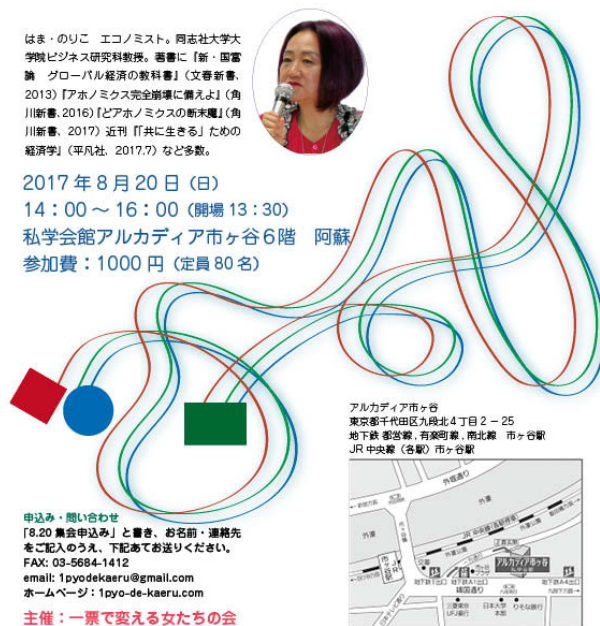
はま・のりこ エコノミスト。同志社大学大学院ビジネス研究科教授。著書に『新・国富論 グローバル経済の教科書』(文春新書、2013)『アホノミクス完全崩壊に備えよ』(角川新書、2016)『どアホノミクスの断末魔』(角川新書、2017) 近刊『共に生きる』ための経済学』(平凡社、2017.7) など多数。

2017年8月20日(日)

14:00~16:00(開場13:30)

私学会館アルカディア市ヶ谷6階 阿蘇

参加費: 1000円(定員80名)



アルカディア市ヶ谷
東京都千代田区九段北4丁目2-25
地下鉄 都営線、有楽町線、南北線 市ヶ谷駅
JR 中央線(各駅) 市ヶ谷駅

申込み・問い合わせ
「8.20 集会申込み」と書き、お名前・連絡先
をご記入のうえ、下記までお送りください。
FAX: 03-5684-1412
email: 1pyodekaeru@gmail.com
ホームページ: 1pyo-de-kaeru.com

主催: 一票で変える女たちの会

一票で変える女たちの会公開講座

浜矩子さんに何でも聞いてみよう

～身近なお金の問題から政治の歪みを考える～

2017年8月20日(日) 14時~16時(開場13時半)

私学会館アルカディア市ヶ谷6階 阿蘇

参加費: 1000円(定員80名)

はま・のりこ エコノミスト。同志社大学大学院ビジネス研究科教授。著書に『新・国富論 グローバル経済の教科書』(文春新書、2013)『アホノミクス完全崩壊に備えよ』(角川新書、2016)『どアホノミクスの断末魔』(角川新書、2017) 近刊『共に生きる』ための経済学』(平凡社、2017.7) など多数。

<交通>アルカディア市ヶ谷

東京都千代田区九段北4丁目2-25

地下鉄 都営線、有楽町線、南北線 市ヶ谷駅

JR 中央線(各駅) 市ヶ谷駅

申込み・問い合わせ

「8.20 集会申込み」と書き、お名前・連絡先をご記入のうえ、下記までお送りください。

FAX: 03-5684-1412

email: 1pyodekaeru@gmail.com

ホームページ: 1pyo-de-kaeru.com